	モノメチルアミン 硫化水素 その他高圧ガス保安法に規定する可燃性ガス及び毒性ガス				
酸　素	酸素				
不活性ガス	アルゴン 空気 窒素 二酸化炭素 ネオン ヘリウム その他高圧ガス保安法に規定する可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガス		圧縮ガスの場合は、ガス容積90立方メートル以下 液化ガスの場合は、18,000リットル以下	圧縮ガスの場合は、120リットル未満 液化ガスの場合は、18,000リットル以下	

注　圧縮ガスのガス容積は、温度零度、ゲージ圧力零キログラム毎平方センチメートルの状態に換算したときの容積である。

3　毒物又は劇物

表示		車両の種類	要件	
項　目	品　名		積載数量	その他
毒　物	フッ化水素 フッ化水素を含有する製剤 無機シアン化合物を含有する製剤（紺青、フェリシアン塩及びフェロシアン塩のいずれかを含有する製剤を除く。）で液体状のもの その他毒物及び劇物取締法に規定する毒物であって液体状のもの	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	1,000キログラム未満	毒物及び劇物取締法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
劇　物	アンモニアを含有する製剤（アンモニア10％以下を含有するものを除く。） けいフッ化水素酸 ジメチル硫酸 臭素 ホルマリン（ホルムアルデヒド１％以下を含有するものを除く。） その他毒物及び劇物取締法に規定する劇物であって液体状のもの（次に掲げるものを除く。） １　水酸化トリアルキル錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤 ２　ロダン酢酸エチル及びこれを含有する製剤			

4　消防法別表第１に掲げるもの

表示			車両の種類	要件	
項　目	品　名	性状等		積載数量	その他
第一類・酸化性固体	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化物 亜塩素酸塩類 臭素酸塩類 硝酸塩類 よう素酸塩類 過マンガン酸塩類 重クロム酸塩類 その他のもので危険物の規制に関する政令第１条第１項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第一類・酸化性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第１備考第１号に掲げる性状を示すものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	第一種酸化性固体50キログラム未満 第二種酸化性固体300キログラム未満 第三種酸化性固体1,000キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
第二類・可燃性固体	硫化りん 赤りん 硫黄	①項目欄に掲げる第二類・可燃性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第１備考第２号に掲げる性状又は引火性を示すものとする。ただし、硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、同表備考第４号によるものとする。 ②その他、品名欄に掲げる物質については、消防法別表第１備考第３号及び第５号から第７号までによるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	100キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	鉄粉			500キログラム未満	
	金属粉 マグネシウム			第一種可燃性固体100キログラム未満 第二種可燃性固体500キログラム未満	
	前記に掲げるもののいずれかを含有するもの				
	引火性固体			1,000キログラム未満	
	カリウム ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム	項目欄に掲げる第三類・自然発火性物質及び禁水性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第１備考第８	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	10キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。